

# ガス受託製造約款

平成30年8月21日実施

西部瓦斯株式会社

ひびきエル・エヌ・ジー株式会社

## 目次

1. 約款の適用	1
2. 用語の定義	1
3. ガス受託製造対象基地	2
4. 基地利用前提条件	2
5. 基地利用関連情報の開示および公開	4
6. 基地利用検討の申込み	4
7. 基地利用検討結果の通知	4
8. 基地利用検討料	5
9. 基地利用申込み承諾後の協議項目	5
10. 年間受払計画	5
11. 計量	6
12. 基地利用料金、補償料、附帯サービス、支払い	6
13. 設備工事費の負担	9
14. 滅失 LNG およびガスの取扱い	9
15. 基地利用等の制限または中止ならびに解除	9
16. 損害の賠償	10
17. 保安	10
18. 基地利用契約の締結	10
19. 契約期間	10
20. 契約の期間満了、更新、変更および解約・解除	10
21. 権利譲渡等の禁止	12
22. 守秘義務	12
23. 基地利用申込み・問い合わせ窓口	12
附則	12
別表 1 受入可能な LNG の性状	13
別表 2 LNG 基地に受入可能な大よその船型	13
別表 3 製造ガスの性状	14
別表 4 製造ガスの性状の監視・記録方法	14

## 1. 約款の適用

- (1) 西部ガス株式会社、ひびきエル・エヌ・ジー株式会社（以下、「当社等」という。）が、維持し、および運用するひびきLNG基地（以下、「LNG基地」という。）を用い、ガス受託製造を行う場合、料金その他の条件については、本ガス受託製造約款（以下、「本約款」という。）によるものとする。
- (2) 本約款は、ガス事業法第89条第1項に基づき、経済産業大臣に届け出たものである。本約款を変更して経済産業大臣に届け出た場合は、変更後のガス受託製造約款によるものとする。
- (3) ガス受託製造のための基地利用にあたって、基地利用者は当社等と協議の上、詳細な利用条件等を定めた基地利用契約を別途締結するものとする。

## 2. 用語の定義

- (1) 「ガス受託製造」とは、基地利用者の委託を受けて、基地利用者のLNGを原料として、受入、貯蔵、気化、熱調付臭を行い、ガスを製造し、払出地点において導管事業者が維持し、および運用するガス導管に注入することで託送供給の用に供するためのガスを払出すことをいう。
- (2) 「基地利用」とは、LNG基地において、基地利用者が当社等によるガス受託製造を利用することをいう。
- (3) 「基地利用者」とは、当社等との間で基地利用契約を締結された方をいう。
- (4) 「基地利用希望者」とは、LNG基地の利用を希望する方であって、当社等との間で基地利用契約を締結されていない方をいう。
- (5) 「基地利用契約」とは基地利用について、当社等と基地利用希望者で締結する基本契約、年次契約および必要に応じ締結する覚書をいう。
- (6) 「基本契約」とは、本約款に基づき当社等と基地利用希望者との間で締結する、基地利用に関する基本的事項を定めた契約をいう。
- (7) 「年次契約」とは、基本契約に基づき年度毎に締結する、契約年度の受払計画等を定めた契約をいう。
- (8) 「契約基地利用期間」とは、基本契約に定める基地利用期間をいう。
- (9) 「受入地点」とは、LNG基地のアンローディングアームとLNG船のマニホールドのフランジ接続部分をいう。
- (10) 「受入」とは、LNGを受入地点においてLNG船からLNG基地へ荷揚げすることをいう。
- (11) 「貯蔵」とは、LNGをLNGタンクから払出すまでの間、LNGタンク内に留め置くことをいう。
- (12) 「気化」とは、貯蔵したLNGをガス導管へ注入するために必要な圧力へ昇圧し、気化設備にて気化すること、ならびにLNGタンクで発生するボイル・オフ・ガスをガス導管へ注入するために必要な圧力に昇圧することをいう。
- (13) 「熱調付臭」とは、気化したガスおよびボイル・オフ・ガスに、液化石油ガス（LPG）および付臭剤を付加し、本約款に定める製造ガスの性状に適合させることをいう。
- (14) 「製造ガス」とは、気化し熱調付臭した託送供給の用に供するガスであって、払出地点からガス導管へ注入するガスをいう。
- (15) 「LNG／LPG構成比率」とは、基地利用者のLNGを、製造ガスとする場合のLNGとLPGの混合比率（実績月次平均発熱量ベース）をいう。
- (16) 「払出地点」とは、導管事業者が維持し、および運用するガス導管に託送供給の用に供するための製造ガスを注入する地点をいう。

- (17) 「注入」とは、払出地点において、L N G基地から導管事業者が維持し、および運用するガス導管へガスを払出すことをいう。
- (18) 「最大L N G貯蔵量」とは、年間受払計画から算出される、基地利用者が当社のL N Gタンクに貯蔵するL N G貯蔵量の最大量をいう。
- (19) 「入船日」とは、基地利用者のL N Gの受入予定日（L N G船の入船予定日）をいう。
- (20) 「配船」とは、当社等若しくは基地利用者のL N G船の入船日を計画することをいう。
- (21) 「入船候補日」とは、当社等がL N Gタンクの制限や桟橋制約等を考慮して定めた、基地利用者のL N G船配船候補日をいう。
- (22) 「年間配船計画」とは、1つの年度における当社等若しくは基地利用者のL N G船の入船計画をいう。
- (23) 「年間受払計画」とは、1つの年度における1回あたりのL N G受入量、受入毎のL N Gの性状等を含む年間のL N G受入計画、日別L N G貯蔵計画、日別L N G・製造ガス払出計画等をいう。
- (24) 「修正年間受払計画」とは、必要に応じ当社等と基地利用者が見直した、年間受払計画をいう。
- (25) 「払出計画」とは、L N G若しくは製造ガスの日々の時間毎の払出計画をいう。
- (26) 「注入指示量」とは、導管事業者が託送供給依頼者（基地利用者）に通知した、払出地点でガス導管へ注入する1時間ごとの製造ガス量の計画値をいう。
- (27) 「調整指令」とは、導管事業者がガス導管へ注入するガスを当社等（ガス製造事業者）に注入指示量から変更して、通知することをいう。
- (28) 「ルーム貸し方式」とは、基地利用の方式の一種で、L N G基地における基地利用者のL N Gタンクの利用範囲をあらかじめ設定し、当該L N Gタンク利用範囲内で基地利用者がL N Gの在庫調整を行う方式をいう。
- (29) 「ルームシェア方式」とは、基地利用の方式の一種で、当社等と基地利用者がL N Gタンク利用範囲を共有した上で、当社等が基地利用者のL N G船の入船候補日を指定し、基地利用者が希望する入船日を確認した上で、当社等が入船日（配船変更日を含む。）を決定することで基地利用者のL N Gの在庫調整を行わせる方式をいう。
- (30) 「年度」とは、4月1日から始まる1年間をいう。

### 3. ガス受託製造対象基地

- (1) ひびきL N G基地（〒808-0002 福岡県北九州市若松区向洋町20番地1）

### 4. 基地利用前提条件

- (1) 基地利用者の基地利用にあたっては、基地利用者が以下の事項を当社等に対し承諾することを条件とする。
  - ① 基地利用におけるL N Gタンクその他設備の利用範囲は、定期整備・修繕工事等を考慮した基地の設備能力から、当社等が事業を行う上で必要とする能力（計画段階の新規需要に要する能力、リスク対応等に要する能力を含む）を差し引いた余力の範囲内であることとする。
  - ② 基地利用者は、当社等と誠実に配船協議を行った上で、当社等の定める年間受払計画またはその修正年間受払計画に合意する。また、入船日は当社等と誠実に協議することとし、協議では合意に至らない場合には、当社等が指定する入船日とする。

ただし、基地利用の方式がルームシェア方式による場合においては、別途、当社等が指定する複数の入船候補日から、基地利用者が希望する入船日を確認したうえで、当社等が入船日を決定する。

なお、基地利用の方式がいずれの方式による場合であっても、棧橋制約等の観点から、当社等は基地利用者に入船日の変更を求めることができる。加えて、基地利用の方式がルームシェア方式による場合は、在庫管理等の観点からも、当社等は基地利用者に入船日の変更を求めることができる。これらの変更を求める場合は、当社等が提示した配船変更候補日の中から、基地利用者が当社等に希望日を通知し、当社等が希望日から配船変更日を決定する。

- ③ 基地利用者は、当社等の定める年間受払計画または修正年間受払計画に基づき、所定の量および性状のLNGを安定的に調達し、かつ所定の量および性状のガスを安定的に引き取るものとする。なお、ルームシェア方式による場合においては、原則年間受入量とLNG払出量を一致させること。
- ④ 基地利用者は、導管事業者からの調整指令に当社等が対応することによるLNG気化量の増量または減量ならびに在庫LNGの増加または減少に同意するものとし、基地利用者はこれに伴うLNG調達等を行うものとする。
- ⑤ 基地利用に伴う、導管事業者が維持し、および運用するガス導管へのガスの注入について、基地利用者 と導管事業者間の託送供給契約における責任については基地利用者が負担するものとし、当社等は その責めを負わないものとする。
- ⑥ ルーム貸し方式においては在庫があらかじめ設定した基地利用者の利用範囲から乖離した場合、ルームシェア方式においては年間受払計画または修正年間受払計画から乖離した場合、原則として、受入量あるいはLNG払出量を速やかに調整するために必要な手段を基地利用者が自ら確保するものとする。ただし、基地利用者が当該調整手段を自ら確保できない場合、他の基地利用者と調整のための手段について協議し、あらかじめ他の基地利用者から調整手段を確保する。
- ⑦ 基地利用者がLNG基地に受入れるLNGの性状等は「別表1 受入可能なLNGの性状」に示すとおりとし、当社等が通常受入れているLNGの性状等と適合性を有するものとする。
- ⑧ 基地利用に伴う、LNGの受入・貯蔵・気化・熱調付臭およびガスの注入等に関する業務、保安・防災管理等に関する業務等、基地の運営に必要な業務は、当社等、当社等の委託先または基地利用者が当社等の管理下にて実施するものとする。
- ⑨ 基地利用者がLNG基地へのLNGの受入れのために使用するLNG船については、「別表2 LNG基地に受入可能な大よその船型」に適合するものとし、LNG基地の設備に整合し、基地の離着棧および荷役が安全かつ円滑に行われるべき性能等を有するものとする。
- ⑩ 保安上必要であると当社等が判断する場合および当社等が事業遂行上必要であると判断する場合は、当社等は、基地利用者のLNG基地利用の制限または中止をすることができるものとする。
- ⑪ 基地利用者が基地利用にあたり、LNG船の入出港に必要な手続・手配、官庁申請等の一切の手続き・手配等は、当社等の意見を踏まえ、基地利用者が自身の費用、責任において行うこととする。基地利用者は、当該関係者と調整を行い、事前に承諾等を得るものとする。
- ⑫ その他、当社等およびその関係会社の事業遂行上必要な条件を満たすものとする。

## 5. 基地利用関連情報の開示および公開

- (1) 当社等は、LNG基地に受入可能な大よその船型、基地の貯蔵能力および気化能力の目安（イメージ）、年間配船計画の大よその策定スケジュールについて、別途公表する。なお、基地能力の増強、利用可能な船型、貯蔵能力・気化能力等に大幅な変更があった場合は、公表内容を更新する。
- (2) 基地利用希望者に（1）に加えて必要な詳細な情報がある場合には、基地利用希望者から基地利用検討申込みを受けた後、守秘義務契約を締結した上で当社等が必要と判断する範囲内で基地利用希望者に開示する。

## 6. 基地利用検討の申込み

- (1) 基地利用希望者は、本受託製造約款の内容を承諾の上、原則として、希望する基地利用開始月が含まれる年度の前年度6月末までに、当社等に対して、以下の項目を明らかにして所定の書面により基地利用検討の申込みを行う。
  - ① 基地利用希望者に関する情報（法人名、代表者名、本社所在地、担当者連絡先等）
  - ② 希望する基地利用開始時期および終了時期
  - ③ 希望する基地利用方式
  - ④ 使用する予定のLNG船の仕様・主要項目（船名・タンク形式・荷役設備・係留設備等、船陸整合性確認に必要な情報）
  - ⑤ LNG基地に受入予定のLNGの性状（産地、熱量、密度、組成、成分比率、不純物含有率等）
  - ⑥ 希望する年間受払計画（1回あたりのLNG受入量、受入毎のLNGの性状等を含む年間のLNG受入計画、日別LNG貯蔵計画、日別LNG・製造ガス払出計画）
  - ⑦ 希望する最大LNG貯蔵量（年間受払計画から需給変動への対応等も想定して算出）、最大ガス払出量（⑥の日別払出計画のピーク日における最大払出時間帯）
  - ⑧ その他、当社等が基地利用検討を行う上で必要とする事項
- (2) ルームシェア方式による基地利用を希望する場合には、基地利用者が上記（1）の他にルームシェア方式に必要な利用条件に合意することを前提に、基地利用検討を行うものとする。
- (3) 基地利用検討の申込みを行う際、スポット契約等によるLNG調達を予定し、LNG性状や船型等が定まっていない場合は、明らかになっている若しくは想定している内容を記載すること。また、申込み後に明らかになった内容については、速やかに提示すること。

## 7. 基地利用検討結果の通知

- (1) 当社等は、基地利用前年度の9月末までに、基地利用申込み諾否の検討結果について、基地利用希望者に通知する。
- (2) 当社等は、基地利用希望者の基地利用申込みを承諾する場合は、基地利用料金の概算金額も合わせて通知する。加えて、基地利用申込みを拒否する場合は、その理由も合わせて通知する。
- (4) 検討内容によって、上記（1）に定める期間を超えて検討が必要な場合は、当社等は基地利用希望者に対して予想される追加期間およびその理由を通知する。
- (5) 基地利用希望者は、基地利用に伴う導管事業者が維持し、および運用するガス導管へのガスの注入に係る託送供給の受入検討結果をすみやかに当社等に報告するものとする。当社等が必要と認める場合には、受入検討結果を踏まえて、基地利用検討結果の見直しについて誠実に協議し、合意するものとする。

## 8. 基地利用検討料

- (1) 基地利用希望者は、当社等に対し、1 基地利用検討につき基地利用検討費用を支払うものとする。基地利用検討費用は、当社等が検討に要した人件費等の実費に基づき算定する。

## 9. 基地利用申込み承諾後の協議項目

- (1) 基地利用希望者は、6. の基地利用申込みが承諾された場合、当社等と以下項目についてすみやかに協議を行う。
  - ① 契約期間に関する事項（契約基地利用期間を含む。）
  - ② 受入・貯蔵・気化・熱調付臭・ガスの注入に関する詳細事項
  - ③ 計量に関する事項
  - ④ 基地利用料金、補償料、附带サービス、請求・支払いに関する事項
  - ⑤ 設備工事費の負担に関する事項（当社等に発生する設備の新設・変更等）
  - ⑥ 滅失 L N G およびガスの取扱いに関する事項
  - ⑦ 基地利用の制限および中止に関する事項
  - ⑧ 損害賠償に関する事項
  - ⑨ 保安に関する事項
  - ⑩ 契約の期間満了、更新、変更および解約・解除に関する事項
  - ⑪ 債権等の譲渡に関する事項
  - ⑫ その他、基地利用契約に規定すべき事項

## 10. 年間受払計画

- (1) 基地利用者は、基地利用開始前までに、双方誠実に協議の上、当社等と年間受払計画（日別）に合意するものとする。なお、年間受払計画の見直しが必要な場合は、双方誠実に協議の上、修正年間受払計画（日別）に合意するものとする。
- (2) 年間受払計画は、基地利用希望年度の前年度 2 月末までに最終合意する。託送供給契約に基づき提出する払出計画および導管事業者から指示される注入指示量において、年間受払計画または修正年間受払計画から乖離が生じる場合、当社等と対策を誠実に協議して、合意するものとする。
- (3) ルーム貸し方式において、当社等および基地利用者は、年間受払計画および修正年間受払計画の策定に伴う入船日の決定について、双方誠実に協議し、合意するものとする。なお、基地利用契約の締結時期や年次契約の申し込み時期に応じて、以下の通り入船日決定の協議を進めることとする。
  - ① 基地利用希望年度の年間配船計画策定開始前の場合  
年間配船計画策定開始までに入船希望日を提出し、それ以降、当社等と誠実に協議し、入船日を決定するものとする。
  - ② 基地利用希望年度の年間配船計画策定中の場合  
定期整備、当社等および他の基地利用者が上記（3）①に基づき提示した入船希望日などを考慮して当社等が提示する入船候補日の中から入船希望日を提出し、それ以降、当社等と誠実に協議し、入船日を決定するものとする。  
ただし、ルームシェア方式の場合においては、別途、当社等が指定する複数の入船候補日から、基地利用

者が希望する入船日を協議し、入船日を決定することとする。

なお、基地利用の方式がいずれの方式による場合であっても、棧橋制約等の観点から、当社等は基地利用者に入船日の変更を求めることができる。加えて、基地利用の方式がルームシェア方式による場合は、在庫管理等の観点からも、当社等は基地利用者に入船日の変更を求めることができる。これらの変更を求める場合は、当社等が提示した配船変更候補日の中から、基地利用者が当社等に希望日を通知し、当社等が配船変更日を決定する。

- (4) 受入実績・タンクからのLNG払出実績により、ルーム貸し方式においては基地利用者の在庫があらかじめ設定した基地利用者の利用範囲から乖離した場合、ルームシェア方式においては年間受払計画または修正年間受払計画から乖離した場合、基地利用者は当社等と対策について誠実に協議するものとする。
- (5) 基地利用契約締結後、基地利用者による基地利用実態がない、もしくは基地利用契約に定める各設備の利用範囲を相当程度下回る利用実態の場合において、当社等は、基地利用者に対して基地利用契約の使用条件の変更を申し出ることができる。その場合、基地利用者は合理的な理由がない限り、誠実に協議するものとする。
- (6) 基地利用者は、当社等（あるいは荷役関係会社）との間で、利用するLNG船の離着棧、LNG受入に関する荷役諸規定を締結し、安全かつ円滑な荷役に向けて、当社等（あるいは荷役関係会社）と荷役前会議、荷役後会議等を含めた緊密な連絡を行う。
- (7) LNGの受入、貯蔵、気化、熱調付臭の管理および保安全管理等を的確に行うため、基地利用者は連絡体制を整備し、連絡体制を記載した書面を当社等に提出するものとする。

## 1.1. 計量

- (1) 基地利用者の受入LNG量は、当社等が採用する計量方式を踏まえ、受入れのために使用したLNG船で計量したLNG容量と当社で分析したLNG性状により確定するものとする。
- (2) 基地利用者の製造ガス量は、LNG基地内の計測設備にて計量した基地全体の製造ガス量を、基地利用者の調整指令を加味した、当社等と基地利用者の注入指示量で按分して確定するものとする。
- (3) 製造ガスの性状は、「別表3 製造ガスの性状」および「別表4 製造ガスの性状の監視・記録方法」に示す方法で監視・記録するものとする。
- (4) 基地利用者の払出LNG量は、基地利用者の製造ガス量よりLNG熱量・LNG/LPG構成比率等を使用して算出するものとする。
- (5) 基地利用者のLPG使用量は、基地利用者の製造ガス量よりLNG熱量・LNG/LPG構成比率等を使用して算出するものとする。
- (6) 基地利用者の付臭剤使用量は、製造ガス量より付臭剤添加率等を使用して算出するものとする。

## 1.2. 基地利用料金、補償料、附带サービス、支払い

- (1) 算定期間  
基地利用料金は、契約期間の各年度について基本契約締結時点の計画値に基づき算定する。
- (2) 料金の算定  
基地利用料金は、受入に係る料金（「受入料金」）、貯蔵に係る料金（「貯蔵料金」）、気化に係る料金（「気化料金」）、熱調付臭に係る料金（「熱調付臭料金」）で構成されるものとし、受託製造の



申込み内容に応じて原則として以下の指標を用いて算定する。算定方法の詳細は基本契約にて定めることとする。

「各年度の基地利用料金」

$$= \text{「受入料金」} + \text{「貯蔵料金」} + \text{「気化料金」} + \text{「熱調付臭料金」}$$

料金項目	算定指標	
受入料金	LNG 船棧橋占有日数	
貯蔵料金	ルーム貸し方式	最大 LNG 貯蔵量
	ルームシェア方式	平均 LNG 貯蔵量
気化料金	ピーク最大流量	
熱調付臭料金	ピーク最大流量	

(3) 基地利用者は、基地利用料金とは別に以下の費用を負担するものとする。また、以下の①、②に関する概算見積もり額は、基地利用検討結果とともに通知するものとする。

① 熱調付臭に伴う原材料費

「1 1. 計量」により算定した L P G、付臭剤の使用量に原材料単価（調達コストを含む）を掛け合わせて算定する実費であり、毎月算定する。

② 基地利用契約に伴って発生する当社等の事務手数料

基地利用契約に伴う契約手続き、事務手続き、船陸整合性確認、入港前会議等に係る人件費等の実費であり、毎月算定する。

③ 「1 3. 設備工事費の負担 (2)(3)」に記載される費用

基地利用者からの基地利用にかかわる工事（設備の新設や変更、撤去等）が発生した場合の工事費用であり、工事費用の実費とする。

④ その他、システム改修費用、タンク内 LNG 混合シミュレーション費用等、基地利用者との基地利用契約に関連して発生した費用であり、当社等に起因する費用ではないもの。

(4) 補償料

補償料については、以下の項目を対象とする。

① 基地利用計画乖離補償料

各年度において基地利用者の基地利用実績が基地利用料金算定の基となっている計画と乖離（超過）した場合に発生し、基地利用料金算定の基となっている当社等および基地利用者の計画値と、基地利用者の利用実績に基づき当該年度の補償料を算定する。

② 契約内容変更補償料

基本契約期間中に基地利用契約を変更し、基地利用料金算定の基となっている契約条件（計画値）を下方修正しようとする場合に発生するものであり、契約内容変更補償料の総額は年度別に算定した契約内容変更補償料の合計額とする。なお、年度別の契約内容変更補償料は以下で算定される額とする。

#### 契約内容変更補償料

$$\begin{aligned} &= \text{受入料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{変更率} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{貯蔵料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{変更率} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{気化料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{変更率} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{熱調付臭料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{変更率} \times \text{基本契約期間の残存月数} \end{aligned}$$

※変更率は年度別に設定するものであり、機能毎に基地利用料金算定の基となっている契約条件（計画値）と下方修正後の契約条件より、変更率は1以下の範囲で設定する。

#### ③ 契約中途解約補償料

契約基地利用期間満了前に基地利用契約を終了しようとする場合に発生するものであり、契約中途解約補償料の総額は年度別に算定した契約中途解約補償料の合計額とする。年度別の契約中途解約補償料は以下で算定される額とする。

#### 契約中途解約補償料

$$\begin{aligned} &= \text{受入料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{貯蔵料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{気化料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{基本契約期間の残存月数} \\ &+ \text{熱調付臭料金} \div \text{年次契約期間(月数)} \times \text{基本契約期間の残存月数} \end{aligned}$$

#### ④ 残存 L N G 補償料

基地利用契約終了時又は基地利用契約解約時に、基地利用者が当社等の定める期間内に L N G タンク内の残存相当 L N G を引き取らない場合に発生するものであり、補償料は、当社等が当該残存 L N G の廃棄の処理等を行うことで負担した費用の実費、契約期間終了から当該残存 L N G の廃棄の処理等までの期間の貯蔵料金・気化料金・熱調付臭料金、契約期間終了後の残存 L N G により当社等が被る L N G 売買契約上の補償額を含むがこれに限定されないものとする。

#### (5) 保証金

当社等は、基地利用の開始に先立って、または継続若しくは再開の条件として、基地利用者より当該基地利用者の想定基地利用料金の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の基地利用料金その他の事情を基準として算定するものとする。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることができるものとする。

#### (6) 料金等の支払

「8.（1）」に定める基地利用検討料、「12.（2）」に定める基地利用料金、「12.（3）」に定める費用、「12.（4）」に定める補償料、「12.（5）」に定める保証金については、当該請求書に記載された支払期限まで（請求後相当期間内）にお支払いいただくこととする。詳細の支払請求の方法は基本契約にて定める。基地利用者の基地利用料金は、当社等の指定した金融機関口座にお振り込み頂くこととし、以下のように取り扱うものとする。

- ① 料金等の支払は、料金等が金融機関に振り込まれた日になされたものとする。
- ② 振込手数料は、基地利用者の負担とする。

- ③ 料金等が支払期日までに支払われなかった場合は、支払期限日の翌日から実際に支払いがなされた日までの期間について延滞利息を基地利用者より申し受けるものとし、延滞利息は未払いの金額に対して一日あたり0.0274%の利率で算定される金額とする。

### 1 3. 設備工事費の負担

- (1) 基地利用者がLNG基地を利用するにあたって、設備の新設や変更、撤去等が発生する場合は、その必要性については当社等が判断するものとし、基地利用契約締結前にあらかじめ当社等から基地利用者に通知するものとする。
- (2) 当該設備工事を行った場合、基地利用者は当該設備工事に係る費用を負担するものとする。
- (3) 上記により新設や変更、撤去等を行う設備等については当社等が施工・管理するものとし、新たに設置した設備等に関する所有権は、当社等に帰属するものとする。

### 1 4. 滅失LNGおよびガスの取扱い

- (1) 受入地点以前のLNGおよび払出地点以降のガスの滅失については、基地利用者が全てそのリスクを負担するものとする。
- (2) 受入地点から払出地点までのLNGまたはガスの滅失については、当社等および基地利用者各々の年間LNG払出量比で按分し、負担するものとする。

### 1 5. 基地利用等の制限または中止ならびに解除

- (1) 当社等は、次の事項に該当すると判断する場合、基地利用者のLNG船の配船、着棧、LNGの受入、貯蔵、気化、熱調付臭およびガスの注入を制限または中止する場合がある。その際は、あらかじめその旨を基地利用者に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- ① 保安を確保するために必要がある場合
  - ② 災害その他の不可抗力による場合
  - ③ 当社等の設備（当社等が所有する発電設備等やお客さま設備を含む。）に支障が生じた場合または生じる恐れがある場合
  - ④ 他の基地利用者の基地利用に支障が生じる場合
  - ⑤ 基地利用者が基地利用契約または当社等とのその他の契約において債務不履行となった場合または受託製造約款およびそれに基づく基地利用契約の条件を逸脱した場合（基地利用者が、当社等が指定した配船変更候補日への配船変更に応じない場合等を含む。）。なお、受託製造約款およびそれに基づく基地利用契約の条件を逸脱し、ただちにその状況を回復することが見通せない場合、当社等は20.（4）に基づき基地利用契約を解除するものとする。
  - ⑥ 法令や監督官庁の要請（行政指導を含む。）による場合
  - ⑦ その他、当社等が必要であると判断した場合
- (2) 当社等は、（1）の規定により基地利用等の制限または中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに基地利用等の制限または中止を解除するものとする。
- (3) 基地利用者の責による制限または中止およびその解除に要する費用は、その制限または中止の解除に先立って申し受けるものとする。

## 16. 損害の賠償

- (1) 基地利用者による基地利用に起因して、当社等が損害を受けた場合、基地利用者はその損害を当社等に賠償するものとする（機会損失費用を含む。）。ただし、12.(4)に基づき補償料が発生する場合は、その補償料の支払いの原因となる事象に関する損害は12.(4)の規定による補償料の支払いで対応するものとする。
- (2) 基地利用等に伴い、基地利用者が損害を受けた場合、その損害が当社等の故意または過失による場合を除き、当社等は賠償の責任を負わない。
- (3) 当社等が15.の規定により基地利用等の制限または中止をし、基地利用者または第三者が損害を受けた場合であっても、当社等はその賠償の責任を負わない。
- (4) 当社等が、20.(4)の規定により基地利用契約を解除し、基地利用者または第三者が損害を受けた場合であっても、当社等はその賠償の責任を負わない。

## 17. 保安

- (1) 別に当社等と基地利用者が書面にて合意する場合を除き、保安責任の分界点は受入地点および払出地点とする。
- (2) 基地利用者は、連絡体制を整備し、保安・安全水準の維持のため必要な協力について当社等からの要請に応じるものとする。

## 18. 基地利用契約の締結

- (1) 9.に定める基地利用申込み承諾後の協議項目に合意した場合、基地利用希望者と当社等は基本契約を締結する。
- (2) 年間受払計画に合意した後、原則基地利用開始の前月末までに年次契約を締結する。
- (3) 本約款、基本契約および年次契約に基づき、必要に応じ覚書を締結するものとする。

## 19. 契約期間

- (1) 希望する基地利用期間が長期間に亘る場合であって、当社等が設備の改廃や需給の状況を見通すことが困難なため基地利用検討を行う条件等が設定できない場合、当社等は、基地利用期間の見直しを求めることがある。
- (2) 年次契約は原則4月から始まる1年間とする。ただし、基地利用契約締結後、初めの年次契約の開始月が4月を除く場合においては、翌年3月末までの1年に満たない年次契約とすることができる。また、契約基地利用期間の最終年度の終了月が3月を除く場合、1年に満たない年次契約とすることができる。

## 20. 契約の期間満了、更新、変更および解約・解除

- (1) 基地利用者は、契約基地利用期間満了後も継続して基地利用を希望する場合、契約基地利用期間満了日が属する年度の6月末まで（契約基地利用期間の終了月が3月を除く場合は、契約基地利用期間の最終年度の前年度の6月末まで）に、当社等に対して再度基地利用検討の申込みを行うものとする。

- (2) 基地利用者は、契約基地利用期間中に基地利用契約の条件の変更を希望する場合、変更希望日の前年度 6 月末までに、当社等に対して再度基地利用検討の申込みを行う。なお、その条件によって承諾できない場合がある。
- (3) 基地利用者は、契約基地利用期間満了前に基地利用の終了を希望する場合、終了希望日の 3 ヶ月前までに、当社等に対して基地利用契約の終了の申込みを行う。ただし、これにより 12.(4) の補償料等の支払いは免除されない。
- (4) 当社等は、基地利用者の基地利用実態が引受条件に適合しなくなったと判断する場合または基地利用契約で定める以下の解除事由に該当すると判断する場合には、基地利用契約を解除することができる。
- ① あらかじめ、基地利用者に通知をしたうえで、基地利用契約を解除する事由
- ア 基地利用契約に基づく義務を履行しないとき
- イ 基地利用者の責任において基地利用の制限等が発生し、その理由となった事象を、当社等の指定した期日までに解消しないとき
- ウ 基地利用料金または延滞利息等を支払期限日までに支払わない場合
- ② 基地利用契約期間中であつてもただちに、基地利用契約を解除する事由
- ア 破産、会社更生、民事再生、特別清算または特別調停等の申し立てを受けあるいは自ら申し立てたとき
- イ 滞納処分による差押え若しくは保全差押えがなされ、または保全処分の申し立てがなされたとき
- ウ 強制執行の申し立てがなされたとき
- エ 解散の決議がなされたとき
- オ ガス事業の譲渡がなされ、基地利用契約の義務履行がなされないと当社等が判断したとき、または基地利用契約の廃止の決議がなされたとき
- カ 自ら振り出し、引き受けした手形または小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき
- キ その他基地利用者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- ③ 反社会的勢力の排除を目的とし、基地利用契約を解除する事由
- ア 基地利用者が、暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次の各項目に該当した事実があった場合において解除できるものとする。なお、当社等に対し債務を有するときは、当社等からの通知、催告がなくても、その債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額を、弁済しなければならない。
- ・ 基地利用者、その役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が、反社会的勢力であること
  - ・ 基地利用者またはその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - ・ 基地利用者またはその役員等が、基地利用に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること
- イ 当社等は、基地利用者が前項の各項目に該当するときは、何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、基地利用契約の全部または一部を解除できるものとする。
- ウ 当社等は、前項に基づき基地利用契約を解除した場合、解除とともに基地利用者に対して損害賠償を請求することができるものとし、基地利用者は、かかる解除を理由として、当社等に対して損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

- (5) 前項の契約解除の場合、基地利用者は、契約解除時に当社等に対して12.(4)の補償料等負担すべき債務がある場合は、ただちに債務を弁済する。
- (6) 上記(1)により契約基地利用期間を新たに定めない場合、または契約を解約した場合、当社等が引き続き使用する旨を通知した場合を除き、基地利用者は、原則として当社等の設備の原状回復のための費用全額を負担する。
- (7) 契約基地利用期間満了または契約解約・解除時点において、基地利用者のLNG在庫が残存する場合、当社等が残存LNGを引取る方法やその他必要事項について、双方誠実に協議し、合意するものとする。なお、その際、当社等は合理的な費用を除く費用負担をしないものとする。

## 2.1. 権利譲渡等の禁止

- (1) 基地利用者は、基地利用契約に基づき発生する権利および義務について、第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならない。

## 2.2. 守秘義務

- (1) 基地利用申込みと同時に、当社等と基地利用希望者は守秘義務契約を締結するものとする。
- (2) 当社等は、基地利用者（基地利用希望者を含む。）から提供を受けた情報について、事前の承諾なく第三者に開示しない。ただし、他の基地利用者（基地利用希望者を含む。）が存在する場合には、他の基地利用者（基地利用希望者を含む。）と情報の目的外利用の禁止を含む守秘義務契約を締結した上で、基地利用検討に必要な範囲にて他の基地利用者に情報を開示することができる。また、当社等は、基地利用者（基地利用希望者を含む。）から提供を受けた情報について、当該基地利用検討の目的以外には使用しない。
- (3) 基地利用契約の締結に至った場合、当社等は、営業機密情報に配慮し、基地利用者と合意の上で、主な契約条件（取引数量、利用期間等）を公表することができる。
- (4) 基地利用者（基地利用希望者を含む。）は、当社等から提供を受けた情報について、事前の承諾なく第三者に開示しない。また、当該基地利用の目的以外には使用しない。
- (5) 本規定にかかわらず、当社等は公的機関から法令等に基づいて要請があった場合、その要請がなされた最小限の範囲に限り情報を開示する場合がある。

## 2.3. 基地利用申込み・問い合わせ窓口

- (1) 基地利用に関する申込み、問い合わせ等は、下記部署宛とする。  
西部ガス株式会社 生産部  
〒812-8707 福岡県福岡市博多区千代1丁目17番1号  
TEL：092-633-2267 FAX：092-633-2285

## 附則

このガス受託製造約款は、平成30年8月21日から実施する。

## 別表1 受入可能なLNGの性状

受入可能なLNGの性状（目安）<sup>注1）・注3）</sup>

組成	メタン	84.0 モル%以上
	ブタン以上	2.0 モル%以下
	ペンタン以上	0.1 "
	N2	1.0 "
発熱量	42.5～45.0 MJ/m <sup>3</sup> N <sup>注2）</sup>	
その他	固形またはその他の不純物および異物を含まないこと	

注1） 受入可能なLNGの性状は、個別の利用条件によって異なるため、上記の数値は目安とする。

注2） 発熱量については、LNGを受入後のタンク内の総発熱量が、契約期間を通じて上記の範囲となる性状とする。

注3） ひびきLNG基地から、当社等および他ガス事業者のLNGサテライト基地に都市ガス原料としてLNGをローリ出荷している。よって、受入可能なLNGの性状（目安）の範囲内であっても、ひびき基地のLNG貯槽の熱量次第では、LNGサテライト基地の運営に支障を生じさせるおそれがあり、この場合は受入不可となる。

## 別表2 LNG基地に受入可能な大よその船型

受入可能な最大船型<sup>注1）</sup>

LNG船の形式	最大船型
メンブレン型	21.7 万 m <sup>3</sup> 級
モス型(従来型タンクカバー)	17.7 万 m <sup>3</sup> 級
モス型(連続型タンクカバー)	18.0 万 m <sup>3</sup> 級

注1） ひびきLNG基地に入港時実績がないLNG船の入港にあたっては、「新形式LNG運搬船およびLNG運搬船の大型化に係る航行安全・防災対策の安全対策評価ガイドライン」（公益財団法人 日本海難防止協会）の最新版に基づく入港可否の検討が必要となる。入港可能と判断された場合には船陸整合性確認手続きを行うこととなる。

### 別表3 製造ガスの性状

受託製造する製造ガスの性状は、払出地点において下表のとおりとする。なお、「基準値」とは常時満たすべきガス性状等の上下限值であり、ガス製造設備の運転の基準となる数値である。

#### 製造ガスの性状

項目		基準値	備考
ガスグループ		13A	注1)
標準熱量 (MJ/m <sup>3</sup> N)		45	注1)
総発熱量 (MJ/m <sup>3</sup> N)		44.2~46.0	注1)
ウォッペ指数		52.7~57.8	注2)
燃焼速度		35~47	注2)
比重		1.0未満	空気を1とする
付臭成分 濃度	パネル法	1000倍以上	注1)
	付臭剤濃度測定法	2000倍以上	

注1) ガス事業法の定義、測定方法による。(熱量は月間平均値・総発熱量ベース)

注2) 成分含有率 (vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。

### 別表4 製造ガスの性状の監視・記録方法

別表3に示す製造ガスの性状の監視・記録方法を、下表に示す。

なお、ガスクロマトグラフィーによる定期監視・記録は、1日1回行うものとする。

#### 製造ガスの性状の監視・記録方法

項目	測定方法	
総発熱量 (MJ/m <sup>3</sup> N)	速応答型熱量計	連続監視
	ガスクロマトグラフィー	定期監視・記録
ウォッペ指数、 燃焼速度、比重	ガスクロマトグラフィー	定期監視・記録
ガス組成	ガスクロマトグラフィー	定期監視・記録
付臭成分濃度	ガス事業法にもとづく	定期監視・記録